

相模原市監査委員公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき消防局を対象に監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年3月7日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 阿 部 善 博

同 森 繁 之

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

2 監査の実施日程

令和5年10月4日から令和6年3月6日まで

3 監査の対象

(1) 対象部局

消防局。ただし、工事監査は、財政局(契約課及び公共建築課)及び都市建設局(技術監理課)を併せて対象とした。

(2) 対象年度

財務監査及び行政監査は令和4年度及び令和5年度、工事監査は令和4年度を対象とした。ただし、必要に応じて対象年度以外に執行した事務についても対象とした。

第2 財務監査

1 監査対象事務及び監査実施課

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し選定した。

監査対象事務	監査実施課
(1) 消防手数料の徴収に関する事務	消防局 消防部 危険物保安課
(2) 委託料の支出に関する事務	消防局 消防部 予防課 警防部 警防課、救急課
(3) 使用料及び賃借料の支出に関する事務	消防局 消防部 消防総務課、 予防課 警防部 警防課、救急課、 指令課
(4) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	消防局 消防部 消防総務課

2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 消防手数料の徴収に関する事務	徴収が適正に行われないリスク	ア 事務処理で法令等に違反するものはないか。 イ 領収すべき金額の算定に必要な書類は整備されているか。
(2) 委託料の支出に関する事務	契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。
(3) 使用料及び賃借料の支出に関する事務	契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 支出は適正な時期に行われているか。
(4) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	算定及び支出が適正に行われないリスク	ア 算定及び支出は適正に行われているか。 イ 交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。

3 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により実施した。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令、規則等に基づき適正に執行されているか、次の書面等を確認した。

ア 消防手数料

許可申請書、検査申請書、許可審査表、検査調書、納入通知書・領収書等

イ 委託料

仕様書、見積書、入札結果報告書、支出負担行為書、契約書、定期支払伺書、作業報告書、請求書、支出命令書等

ウ 使用料及び賃借料

仕様書、見積書、支出負担行為書、契約書、定期支払伺書、請求書、支出命令書等

エ 負担金、補助及び交付金

交付申請書、交付決定通知書、支出負担行為書、支出命令書、交付請求書、実績報告書、額確定通知書等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

4 監査の結果

監査基準及び令和5年度財務監査、行政監査及び工事監査(第3期：消防局・行政委員会事務局(任用調査課))実施計画(以下「実施計画」という。)に基づき監査した限りにおいて、結果は次のとおりである。

(1) 指摘事項

ア 救急課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、救急資器材管理供給業務(SPD)の条件付一般競争入札に係る公告について、市掲示場への掲示を失念し、行っていなかった事例が見られた。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項では、「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告しなければならない」とし、相模原市公告式規則(平成27年相模原市規則第63号)第2条第2項において、告示及び公告の公表は相模原市公告式条例(昭和25年相模原市条例第24号)に定め

る掲示場に掲示してこれを行う旨が規定されている。

今後は関係諸規程を遵守し、適正に事務を執行されたい。

イ 警防課の使用料及び賃借料の支出に関する事務を調査したところ、次のような事例が見られた。

(ア) 公用自動車のリース契約における令和5年5月分リース料の支出について、支出命令書の請求年月日は令和5年6月12日、添付された請求書の請求年月日は同月1日、その收受時に押印する受付印はバツ印を記入した同日付けと、同月12日付けの2つが押印されていた。

このことについて確認したところ、「令和5年6月1日に請求書を受領し、同日に支出命令書を作成し会計管理者へ送付したが、会計管理者の審査において当該支出命令書の不備が確認され、同月7日に返却を受けた。6月12日に不備を修正し再送付しようとしたが、同日は当該支出命令書の支払予定日の3日前であり、会計管理者の審査の期日を経過していたことから、添付した請求書の受付印を令和5年6月12日付けで押印し直し、同日を請求年月日として支出命令書の修正処理を行った」とのことであった。

本件契約書では支払の時期は適正な請求書を受理した日から30日以内と定めるところ、受付した請求書の内容は適正で不備はなかったことから、修正処理に当たっては支出命令書の支払予定日を修正すべきであったにもかかわらず、審査期日の経過を理由に請求書の受付印を押印し直し、その後の手続を行ったことは不適正な事務処理である。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針(昭和25年4月7日付け理国第140号大蔵省理財局長通達)に示された「対価の支払時期」においては、支払請求書受理の日時は将来事故発生の場合の紛争点となり立証を要することも予想されるため、受理請求書に受理日附印を押捺する等請求書受理後の経過が明瞭になるよう措置すべきとしていることから、請求書の受付印は適切に押印するとともに、速やかな支出手続により政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に規定する時期までの支払に遺漏のないよう適正に事務を執行されたい。

(イ) 防火水槽用地の土地賃貸借契約で令和5年度中に売買により所有権が

移転することとなった土地に係る賃借料について、契約書に基づき当該年の賃借料を日割し、1円未満の端数を旧所有者分は切り上げ、新所有者分は切り捨てて算定していた。

このことについて確認したところ、「賃借料の日割による端数を新旧所有者双方で切り捨てると、それぞれ算定した賃借料の合算額が契約書に定める賃借料の年額より1円少なくなるため、市及び新旧所有者の3者で協議を行い決定した」とのことであった。

国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号。以下「端数計算法」という。)では、端数計算に関しては端数計算法の定めが他の法令に優先するとし、地方公共団体の債権又は債務の確定金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるとしている。

本件について見ると、本件土地の賃借料は新旧所有者とそれぞれ締結した賃貸借契約に基づく市の債務であることから、本来、当該契約に基づき日割した賃借料の端数は切り捨てるべきであった。

今後は、端数計算法を遵守するとともに、契約書に端数処理を明示するなど、適正に事務を執行されたい。

(2) 消防局におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

5 意見

今回の監査において、賃貸借契約の契約期間中に所有者変更が生じたことによる新旧所有者それぞれに支払う賃借料を算定するに当たり、平年の期間分と閏年じゆんを含む期間分について年額賃借料を日割計算する事例が見られた。

民法(明治29年法律第89号)において、週、月又は年によって期間を定めるときは、法令等又は法律行為に定めがある場合を除き、その期間は暦に従って計算する(暦法的計算法)と規定しているところ(第143条第1項)、契約書に「年365日の日割りにより計算する」等の閏年に関する特約の記載がない場合、1年に満たない期間の賃貸借料を計算する場合の年の日数については、

当該期間が平年に属するときは365日、閏年に属するときは366日とする考え方、当該期間の最初の日から数えて向こう1年間に閏年の2月29日

が入るときは366日、入らないときは365日とする考え方があり、いずれの考え方によるか定説はなく、日割貸借料がその考え方により異なって算出される。

しかしながら、このような状況ではこの日数について契約当事者の考え方が一致しないとき、支払うべき日割貸借料が定まらず、支払遅滞となる危険が生ずるなど、予測可能性を奪う事態となりかねない。

このため、賃貸借契約を交わす各課・機関においては、1年に満たない期間の賃貸借料を計算する際の年の日数については、考え方によって金額に差異が生じることと留意するとともに、必要に応じて契約書に日割計算についての特約を記載することについて検討されたい。また、財産管理の制度を所管する管財課においては、財産管理事務処理マニュアル等に賃貸借契約を交わす際の日割計算の方法や日割計算についての特約条項の例を記載することについて検討されたい。

第3 行政監査(重点調査項目)

1 監査の調査項目

重点調査項目として「委託料の支出に係る検査・検収について」をテーマに定め、監査を行った。

2 監査の目的

地方自治法第234条の2第1項の規定により、普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならないとされ、地方自治法施行令第167条の15第2項の規定では、検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされている。

しかしながら、これまでの監査の結果、契約書等に定める報告書類の不備、仕様書と報告書類の不整合等、検査・検収が適切に行われていないことに起因する不適正な事例が確認されている。

こうしたことから、検査・検収が契約書等に基づき適切に行われているかを

主眼に監査を行うことにより、適正な事務の執行を確保し、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に資することを目的として本テーマを選定し、行政監査を実施した。

3 監査対象事務及び監査実施課

令和元年度から令和3年度までに実施した財務監査及び行政監査(併用)の結果、指摘事項等となった事例を踏まえ、監査対象局の各課が執行した委託料に関する契約のうち、施設等管理運営委託料により執行した事業を対象として抽出により選定した。

監査対象事務	監査実施課
委託料(施設等管理運営委託料)の支出に関する事務	消防局 消防部 消防総務課 警防部 指令課

4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

リスク	主な着眼点
検査・検収が適正に行われないうリスク	(1) 契約書、仕様書等は適正に作成されているか。 (2) 委託の提出書類、成果物等は契約書等に基づき適正に受領されているか。 (3) 契約書、仕様書等に基づき業務は適正に履行されているか。また、報告書類は的確に作成されているか。 (4) 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

5 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

検査・検収が法令、規則等に基づき行われているか、次の書面等を確認した。

仕様書、見積書、入札結果報告書、支出負担行為書、契約書、再委託承諾書類、業務完了届、請求書、支出命令書等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

6 監査の結果

監査基準及び実施計画に基づき監査した限りにおいて、消防局における委託料の支出に係る検査・検収については、契約書等に基づき適正に実施されていたことを確認した。

引き続き、関係諸規程に準拠した適正な事務の執行に努めるとともに、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に向けた取組をより一層進められたい。

第4 工事監査

1 監査対象事務及び監査実施課

工事請負費の建設工事費、需用費の施設修繕料及び委託料の建設事業委託料の支出に関する事務を対象とした。

監査対象事務	監査実施課
(1) 工事請負費の建設工事費の支出に関する事務	
ア (仮称)下溝防災消防訓練場再整備工事 (その1)	消防局 消防部 消防総務課 財政局
イ 北方面隊第3分団第2部詰所・車庫外1 施設建設工事	契約課、公共建築課 都市建設局 技術監理課
ウ 防火水槽解体工事(緑区小淵その2)	消防局 警防部 警防課 財政局 公共建築課
(2) 需用費の施設修繕料の支出に関する事務	
ア 消防指令センター3階事務室等空調機交 換修繕	消防局 消防部 消防総務課
イ 消防庁舎トイレ手洗い場等自動水栓設置 修繕	

ウ 防火水槽漏水修繕(緑区根小屋)	消防局 警防部 警防課
(3) 委託料の建設事業委託料の支出に関する事務	
ア (仮称)下溝防災消防訓練場再整備事業 設計業務委託	消防局 消防部 消防総務課 財政局 契約課、公共建築課

2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 工事請負費の建設工事費の支出に関する事務 (2) 需用費の施設修繕料の支出に関する事務 (3) 委託料の建設事業委託料の支出に関する事務	契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク 監督業務が適切に行われないリスク	ア 契約の方法、手続は適切か。 イ 監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。 ウ 委託した事務事業が適正に履行されたか、成果物その他実績報告書で確認したか。

3 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令、規則等に基づき執行されているか、次の書面等を確認した。

仕様書、設計書、見積書、契約書、報告書、検査調書、請求書等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) ヒアリング

公共建築課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解を聴取した。

4 監査対象事務の概要

(1) 工事請負費の建設工事費の支出に関する事務

ア (仮称)下溝防災消防訓練場再整備工事(その1)

契約金額 109,890,000円

契約方法 条件付一般競争入札

契約期間 令和4年10月31日から令和5年3月17日まで

工事内容 訓練塔及び外構改修工事並びに電気及び機械設備工事

イ 北方面隊第3分団第2部詰所・車庫外1施設建設工事

契約金額 90,007,500円

契約方法 条件付一般競争入札

契約期間 令和4年7月25日から令和5年2月10日まで

工事内容 消防団詰所及び車庫の改築等

ウ 防火水槽解体工事(緑区小淵その2)

契約金額 1,980,000円

契約方法 随意契約(見積合わせ)

契約期間 令和4年10月26日から令和5年1月27日まで

工事内容 防火水槽解体工事

(2) 需用費の施設修繕料の支出に関する事務

ア 消防指令センター3階事務室等空調機交換修繕

契約金額 8,206,000円

契約方法 指名競争入札

契約期間 令和4年12月20日から令和5年3月24日まで

修繕内容 空調機(パッケージエアコン)交換並びに天井の解体及び復旧

イ 消防庁舎トイレ手洗い場等自動水栓設置修繕

契約金額 8,096,000円

契約方法 指名競争入札

契約期間 令和4年11月16日から令和5年3月10日まで

修繕内容 消防指令センター外15施設のトイレ手洗い場及び洗面台の自動水栓設置に係る修繕

ウ 防火水槽漏水修繕(緑区根小屋)

契約金額 1,925,000円

契約方法 随意契約(見積合わせ)

契約期間 令和4年6月14日から同年10月14日まで

修繕内容 既存防火水槽の漏水防止に係る修繕

(3) 委託料の建設事業委託料の支出に関する事務

ア (仮称)下溝防災消防訓練場再整備事業設計業務委託

契約金額 25,850,000円

契約方法 条件付一般競争入札

契約期間 令和4年6月1日から令和5年2月28日まで

業務内容 防災消防訓練場再整備事業の設計業務

5 監査の結果

監査基準及び実施計画に基づき監査した限りにおいて、今回の工事監査における事務の執行は、おおむね良好と認められた。